

基本契約条項

物品製造請負契約条項

(総則)

第1条 この契約に定める条件に従い、乙は仕様書等（仕様書、図面、承認図面、見本及びその他参考図書。以下同じ。）に基づき、この契約の給付の目的である物品の製造を行い、契約期限（以下「納期」という。）までに甲の指定する場所（以下「納地」という。）において契約物品（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を甲に引渡し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

2 乙は、この契約により、図面又は見本の承認を必要とするものにあつては、あらかじめ甲に提出し、甲の承認を受けた後でなければ製作に着手してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承認を受けないで、この契約の履行の全部又は一部を第三者に委任し又は請負わせ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。

(下請負)

第3条 乙は、契約物品の製造を第三者に請負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権にかかる特許発明、実用新案又は意匠の実施について責任を負うものとする。

(契約金額)

第5条 契約金額には、梱包費及び運賃を含むものとする。

(契約の変更)

第6条 甲は、乙と協議の上、乙が契約物品の引渡しを完了するまでの間において、仕様書等・納地・納期その他この契約に定める条件を変更することができる。

2 前項により、契約金額の変更を要するときは、甲乙協議の上、これを行うものとする。

3 契約金額の変更を行うときは、乙は甲にその変更に関する見積書を提出しなければならない。

(仕様書等の疑義)

第7条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(官給品等の支給又は貸付)

第8条 乙がこの契約物品の製造のため支給又は貸付を受ける材料・部品、治工具類、測定具類等(ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。)(以下「官給品等」という。)の品目・数量、支給又は貸付を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書の定めるところによる。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第9条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限る、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコ

ード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

6 第1条第2項及び第3条の規定は、前5項についても適用する。

（官給品等の引渡し及び保管）

第10条 乙は、甲から官給品等の引渡しを受ける場合には、これに立ち会い品目・数量等について仕様書等と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適合な場合を含む。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異常又は数量の過不足を発見したときには、直ちに甲に申し出てその指示を受けるものとする。

2 乙は、甲から官給品等の引渡しを受けたときは、これと引換えに受領書を甲に提出するものとする。

3 乙は、甲から引渡しを受けた官給品等を善良なる管理者の注意をもって保管し、この契約の目的以外に使用し又は利用してはならない。

4 乙が行った製造に関し官給品等の性質により契約物品に生じた契約不適合については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

（官給品等の返還）

第11条 乙は、契約物品の製造の全部又は一部の完了・契約の変更・契約の解除等により甲から引渡された官給品等のうち不用となったものがあるときは、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書を添えてこれを甲に返還しなければならない。

（官給品等の滅失又は損傷）

第12条 乙が故意又は過失その他乙の責に帰すべき事由により、官給品等を滅失又は損傷したときには、甲の指示するところに従い、官給品等の修補若しくは代替品の納付を行い又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

3 甲は、乙が第1項の規定に基づく損害賠償額を甲が指定する期限までに納付しない場合は、当該損害賠償額に対し、期限の終了した日の翌日から納付のあった日までの日数に対して年3.0%の利息を付して徴収するものとする。

(監督職員の派遣)

第13条 甲は、この契約の履行に関する事務の処理及び監督を行うため、甲の指定する者(以下「監督職員」という。)を乙の工場又は事業所(下請負者の工場又は事務所を含む。)に派遣することができる。

2 乙は、監督職員の職務の執行に協力するものとする。

(納入の無償延期)

第14条 乙は、天災地変その他の乙の責に帰し難い事由に因り、この契約に定める納期内に義務を履行することができないときは、その事由を詳記して納期到来前日までに納入の延期を甲に申請することができる。

この場合、甲が乙の申請を正当と認めたときは、無償で納入を延期することができる。

(納入の有償延期)

第15条 乙は、この契約に定める納期内に義務を履行することができないときは、その事由を詳記して納期到来前日までに納入の延期を甲に申請しなければならない。

2 乙は、前項に定める納入延期に関する甲の承認に基づき納期を過ぎて義務を履行したときは、遅滞部分につき納期の翌日から起算して第17条第4項に定める「給付を終了した旨の通知を受けた日」までの期間のうちで、第14条の規定により納入の延期を認めた期間を除いた期間に対し、遅滞1日につき延納分に相当する代金に0.1%の率を乗じて計算した金額を延納金として甲に納付しなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10%の金額をもって限度額とする。

3 甲は、乙が甲の指定する期限までに前項に規定する延納金を納付しない場合は、第12条第3項の規定を準用する。

(製品検査)

第16条 製品検査(材料・部品・品質・性能・数量・包装又は工程の検査を

いう。以下同じ。)は契約物品に関し、完納前に甲の指定する場所において甲又は甲の指定する検査官によって行われるものとし、検査に必要な費用(製品検査に使用する材料・器材費その他の経費又は検査のための変質・変形・消耗又は破損等によって生ずる損失)は、乙の負担とする。

2 前項に規定する検査の結果、契約物品の全部又は一部が契約に基づく仕様書等の内容と合致していないときには、甲はその契約物品を不合格とし、修補又は代替品の製造(以下「修補等」という。)を命ずるか若しくは解約することができる。

3 前項の場合においては、乙は甲の指示に従い、乙の費用でこれを他に搬出し、修補等を行わなければならない。

4 甲の行う検査は、乙の製作作業を不当に遅延させないように行わなければならない。

5 乙は、製品検査を受けるにあたっては、あらかじめ社内検査を実施し、甲が製品検査をできるよう準備しなければならない。

6 乙は、甲の行う検査に立ち会わなければならない。

7 乙は、契約物品が製品検査の結果合格となった場合は、甲の指示するところに従い、納地へ搬入し納入の届け出を行わなければならない。

(給付の終了)

第17条 乙は、契約物品の製造を完了した場合、契約物品を納入場所に持込むとともに、納品書によりその旨を甲に届け出なければならない。

2 甲は、前項の届け出に対しては、天災地変その他止むを得ない事由に因る場合のほか受理を拒否することはできない。

3 乙は、この契約により発生材を生じた場合は、第1項の規定による納入の届け出と同時に納品書により発生材を甲に返納するものとする。

4 第1項の規定により甲が乙から給付を終了した旨の届け出を受理した日をもって、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第5条に規定する「給付を終了した旨の通知を受けた日」とする。

(受領の際の検査及び検査期間)

第18条 受領の際の検査は、第17条第1項の規定による納入の届け出のあった契約物品の数量について行う。ただし、甲は、第16条に規定する製品検査を受領の際の検査と同時に行うことができる。

2 前項の検査は、第17条第4項の規定による「給付を終了した旨の通知を受けた日」から起算して10日（以下「検査期間」という。）以内の日に完了しなければならない。

3 受領の際の検査の結果、契約物品の全部又は一部が不合格であることを発見したときは、第16条第2項及び第3項の規定を適用する。

4 前項の場合における再検査は、修補等の給付を終了した旨の通知を受けた日から検査期間以内の日とする。

（所有権の移転）

第19条 契約物品の所有権は、甲が受領の際の検査の結果、当該物品を合格品と認めたとときをもって乙から甲に移転するものとする。

（危険負担）

第20条 第19条の規定による所有権の移転前に生じた契約物品の滅失、き損その他の損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失による場合はこの限りでない。

（契約物品の契約不適合）

第21条 甲は、乙の納入物品について、納入後1年以内の日に契約不適合を発見したときは、乙に対し直ちに通知し、適當の期限を定めて代替品と取替えさせ、若しくは修補又は損害賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、乙が甲の指定する期限までに第1項に規定する代替品との取替え又は補修を行わない場合は、第15条第2項の規定を準用する。

4 甲は、乙が第1項に規定する損害賠償額を甲が指定する期限までに納付しない場合は、第12条第3項の規定を準用する。

（代金の支払）

第22条 この契約に定める納入物品の代金は、第19条の規定による契約物品の所有権が乙から甲に移転したのち、乙が適法な支払請求書を甲に提出し、甲がこれを受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内の日に支払うものとする。

（相 殺）

第23条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、この契約に基づき乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第24条 甲が第22条に規定する約定期間までに代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる率」を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が第18条に規定する検査期間までに合否の判定をしないときは、その期間を経過した日から完了を確認した日までの期間の日数は約定期間の日数から差引くものとし、又当該遅延期間が約定期間の日数を越える場合には約定期間は満了したものとみなし、甲はその越える日数に応じ前項の計算の例に準じ前項に定める利率をもって計算した金額の遅延利息を乙に対し支払わなければならない。

(契約保証金の処分)

第25条 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反(納入延期を除く。)したときは、乙が納付している契約保証金は国庫に帰属する。

2 前項のほか、この契約により乙が甲に対し損害を賠償する場合、その賠償額が契約保証金に満たないときは、契約保証金は国庫に帰属する。又契約保証金額を越えるときは、当該保証金は国庫に帰属するほか乙はその不足額を甲に納付しなければならない。

(契約の無償解除)

第26条 甲は、天災地変その他乙の責に帰し難い事由に因り、乙が契約の解除を申し出て甲がこれを認めたときは、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(契約の有償解除)

第27条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

この場合、契約保証金の納付を免除しているときは、違約金として解約金額の10%に相当する金額を乙より徴収する。

- (1) 乙の責に帰する事由（乙の資産信用が著しく低下した場合を含む。）により契約納期又は甲の承認した納期内に乙が契約の全部又は一部を履行する見込みがない場合
- (2) 乙が第2条に違反した場合
- (3) 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い又は甲若しくは甲の指定する検査官の職務を妨げた場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがない場合

2 甲は、乙が前項に規定する違約金を甲が指定する期限までに納付しない場合は、第12条第3項の規定を準用する。

3 甲は、自己の都合によって解約年月日を明示した文書により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合は、乙は30日以内の日に文書をもって損害賠償の請求をすることができる。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

（相手方に対する通知の効力発生の時期）

第28条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

（秘密の保持）

第29条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

（原価調査）

第30条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金

額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(納入上の甲の指示)

第31条 乙は、この契約書に記載のない事項でも、契約物品の納入上、甲の指示に従う慣行がある事項については、甲の指示に従わなければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第32条 この契約について定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

(その他)

第33条 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第34条 この契約に関する訴訟は、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。